船舶事故調査報告書

令和２年１月２２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年９月６日　１０時３０分ごろ
発生場所	愛媛県上島町弓削（ゆげ）島東岸 弓削港一文字防波堤南灯台から真方位１１６°１，８１０m付近 （概位　北緯３４°１５．１′　東経１３３°１３．０′）
事故の概要	プレジャーボートKazuhiro（カズヒロ）は、航行中、砂浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年９月１１日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 プレジャーボート　Kazuhiro、１．０トン ２７３－１１６９７広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風力　３、視界　良好 海象：波向　北、波高　約０．６m、潮汐　上げ潮の初期、潮高　約１０５cm（土生）
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、同乗者１人を乗せ、釣りを行っていたところ、同乗者が便意を催し、船長が同乗者を松ヶ鼻西方の砂浜（以下「本件砂浜」という。）に上陸させようと、約１～２ノットの対地速力で南進し、同乗者が飛び降りた直後、後方から追い波と追い風を受けて本件砂浜に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約０．３m、船尾約０．５mであった。
分析	本船は、風力３の北風の状況下、船長が同乗者を上陸させようと本件砂浜に接近した際、錨で船体を固定しておらず、風潮流により圧流されたことから、本件砂浜に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、風力３の北風の状況下、船長が同乗者を上陸させようと本件砂浜に接近した際、錨で船体を固定しておらず、風潮流により圧流されたため、本件砂浜に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶を使用して砂浜の沖で同乗者を下船させる場合、風潮流を考慮し、その場にとどまることができるよう錨などを使用して船体を固定すること。